

●施策一覧表（現状と課題、取組方針）					資料 1	（審議順）
現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画	
・価値観や生活の多様化により、人と人のつながりが希薄化し、地域共生の意識が薄れてきている。 ・多様化・複雑化した課題を抱える家庭への対応が増えてきた。 ・物価高騰等の影響により、経済的負担への不安が大きい。 ・コロナ禍による孤独・孤立の問題の顕著化・深刻化が見られる。 ・重層的支援体制としては、現状、同じフロアのため連携できている部分もあるが、アウトリーチでの支援等は十分にできていない。 ・「ひきこもり」の相談先がない。総合的・継続的にみれる担当課がない。 ・地域住民による見守り体制の充実を図るため民生委員・児童委員活動支援事業等に取り組んでいるが、令和6年3月末現在で、1名の欠員（91名/定員92名）が出ており、担い手不足が課題となっている。	・多様化、複雑化した課題やアウトリーチでの支援が十分にできていないため、重層的な相談・支援ができるプラットフォームの設置やなんでも相談できる窓口の設置が求められている。 ・地域共生の意識を向上させ、地域（団体等）での支援体制の構築と民生委員等地域での担い手を確保する必要がある。	地域福祉の充実	地域福祉の支援体制の充実	多様化するニーズに対応するよう関係機関と連携しながら重層的な支援の充実を図ります。また、市民が安心して生活できるよう支援する団体の体制整備の充実を図ります。	・地域福祉計画	
			相談支援体制の充実	なんでも相談窓口を設置し、支援を必要とする人に福祉サービスや制度を周知するとともに、関係機関等と連携しながら必要な支援に繋がります。		
			地域住民による見守り体制の充実	民生委員・児童委員等の関係機関と協力・連携し、地域住民が行う福祉活動や見守り活動に必要な支援を行います。また、地域福祉を行う人材の育成や支援団体の充実に取り組みます。		
・高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりとして、地域包括センター（おたっしや本舗）が中心となって相談・支援に取り組んでいるが、相談内容の複雑化・多様化が進んでおり、一元的な対応が難しくなりつつある。高齢者の集いの場として、「いきいき百歳体操」や「ふれあいサロン」などの事業をおこなっており、年々開催地区・回数を拡大できているものの、すべての地区での集いの場があるという現状ではない。 ・急速な高齢化の進展に伴い、令和7（2025）年には、高齢者のうち約5人に1人が認知症になるという推計が出ている一方で、相談窓口等の認知度や地域での理解が低い。 ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅医療・介護連携の強化も重要となっている。 ・高齢者等の生活上の困りごとを住民自身の生きがいや健康づくりも兼ねた有償ボランティアとして活動し解決する取り組みを実施する生活支援体制整備事業において、利用者は増えているものの、支援活動を担うボランティアが不足している現状にある。	・悩みごとや相談ごとを抱える高齢者が、適切な支援へとつながられる体制づくりを行っていく必要がある。 ・県・市医師会や地域包括支援センター（おたっしや本舗）とも連携しながら、より効果的な連携体制の構築に向けた検討を進める必要がある。 ・認知症の予防に関する取り組みの認知度、認知症（介護）についての地域での理解を高めていくことが求められる。 ・認知症高齢者の見守りや支援について、地域や介護事業所、警察など関係機関との緊密な連携もさらに必要となる。 ・介護サービスが必要になった主な原因が認知症であるため認知症にならないようにすることが、高齢者の健康寿命の延伸のためにも必要となる。 ・生活支援体制整備事業の周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら協力ボランティアの確保に努めていく。また、生活支援コーディネーターを中心として地域内の自主的な活動による支え合いも推進していく。 ・集いの場がない地区のニーズの掘り起こし等を行い、軌道に乗った地区については、自主運営化に向けたサポートを行う必要がある。 ・支えあいの仕組みづくりの周知を行い、地域の企業等への協力を求めていく必要がある。 ・住民主体のボランティア活動を進めていくためには、多くのボランティアの育成が必要になる。特にニーズの高い高齢者の移動支援に係るボランティアの育成が課題であり、実現に向けて検討を重ねていくことが重要となってくる。	高齢者福祉・介護の充実	生きがいづくりの促進	高齢者が自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、趣味やボランティア、就労など多様な活動の機会を提供し、地域とのつながりを進めます。あわせて、健康づくりや介護予防とも連携し、誰もが安心して活躍できるまちづくりを推進します。	・高齢者福祉計画 ・佐賀中部広域連合介護保険事業計画	
			介護予防の充実	認知症など、どのような状態になっても自分らしい生活を続けられるよう、本人の思いや希望を大切にした支援を行い、あわせて早期の気づきや相談体制の充実を進めます。		
			地域で支えあう仕組みづくり	高齢者同士が支え合う仕組みにより介護予防を推進していくため、担い手となるボランティアの養成を進めるとともに、地域団体や企業にも働きかけを行い、持続可能な支え合いの体制を構築していきます。		
・障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で重複を含む。）は、令和5年3月末現在で3,034人となっており、微増で推移している。内訳として、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度以降増加傾向にある。 ・障害福祉サービスの利用は増加傾向にある。 ・本人、支援者からの相談からサービスの利用調整を行い、必要とされるサービスに繋げていくケースが多い。 ・障がい者の地域移行・地域定着への支援が推奨される一方で、在宅サービスは不足している。施設入所が必要な障がい者（児）の数は横ばいで推移しており、障がいの程度や必要とされる支援に応じて施設入所が必要な障がい者（児）に必要なサービスにつなげられているが、入所した方が施設を出るのはなかなか難しい。	・小城・多久障害者支援センターと連携し、多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう体制の整備を図るとともに、相談窓口の周知を行っていく必要がある。 ・来所による相談だけではなく、地域に出て必要とされる支援に取り組むアウトリーチ型支援の必要性も増しているが、マンパワーの確保が課題である。 ・個々の状況（障がい）に応じて、在宅で生活が可能なサービスにつなげられるように支援する必要がある。 ・入所した方が施設を出るのはなかなか難しいことから、入所前の段階の打ち手を広げていくが必要である。 ・（精神障害者が増えていることを踏まえ）予防の観点から、福祉部局をはじめとした横断的な連携により早期支援につなげていく体制の構築が必要である。 ・障がいに対する社会全体の理解を高めていくべく、啓発や取り組みの周知を行っていく必要がある。	障がい者福祉の充実	障がい者への生活支援及び就労支援の充実	障がい者（児）の多様なニーズに応じ、適切なサービスを充実させ、障がいのある人の地域生活を促進します。また、障がい者が自立した生活が送れるよう、就労への支援についても進めていきます。	・障がい者プラン	
			地域での支援体制の充実	相談支援体制の充実を図るとともに、関係者が連携しながら障がい者（児）のニーズに合わせた支援を行います。また、地域住民の障がいへの理解促進を図り、障がい者（児）が地域で安心して生活できるよう努めます。		

●施策一覧表（現状と課題、取組方針）					資料 1	（審議順）
現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画	
・「人権侵害や差別をしないようにしたいと思う市民の割合」は90％超の横ばいで推移している。 ・「この1年間に人権侵害を受けたと思う市民の割合」は、ここ近年増加傾向にあり目標未達となっている。アンケート結果では、パワーハラスメントによる人権侵害、ネット等による誹謗中傷による人権侵害、地域や職場などでの不当な扱いなどが要因としてあげられている。 ・「性別によって役割を固定する考え方（夫は外で働き、妻は家庭を守るべき）に反対する市民の割合」（男女共同参画）は右肩上がりで上昇している。年齢別で見ると、若い世代ほど高く、高齢になるほど低くなる傾向にある。 ・外国人の増加に伴い、多文化共生に関する啓発や対応を推進する必要がある。人口減少による担い手不足で技能実習生を中心に外国人は今後も増加傾向が見込まれる。	・人権侵害の減少と人権意識の向上を図るための啓発が必要である。 ・人権侵害に対して発信・相談しやすい環境の整備が必要である。 ・男女共同参画に対する意識を維持するための施策の継続、比較的意識の低い高齢者層への啓発が必要である。 ・外国人の増加による行政ニーズなど多文化共生の推進が必要となる。多文化共生の理解促進、啓発、サポート体制の構築が求められる。	多様性を認め合う地域づくり	じんけん教育の推進と相談体制の充実	多様化する人権問題について、差別や偏見のない社会を築くために、あらゆる場で人権について学び理解を深める教育・啓発を推進しながら、人材を育成します。 国、県、人権問題に関わる団体等との連携・協力を図りながら、人権相談（窓口）の充実に努めます。	・小城市人権教育・啓発基本方針 ・男女共同参画プラン(さくらプラン)	
			男女共同参画の促進	男女共同参画の理解の促進のための啓発、地域活動・意思決定過程への男女共同参画を促進します。また、社会のあらゆる分野で女性の活躍を促進するとともに、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。		
			多様な文化への理解（多文化共生）の促進	多様な文化への理解の促進のための啓発や国際交流の関係団体と連携を図り、多文化共生を推進します。また、市民などの多文化共生の活動を支援します。		
・健康づくりに取り組んでいる人の割合は徐々に増加しており、健康づくりへの意識が高まっている。 ・健診受診率が低迷しており、生活習慣病の予防、生活習慣の改善の成果が上がっていない。	・健康づくりのためのウォーキングイベントを、県や市内と連携して実施し、普及啓発を行う必要がある。 ・生涯学習施設や保健福祉センター等の活用により、市民の健康づくりを推進する必要がある。 ・健診の受診率を向上するため、医療機関と連携した受診勧奨を行う。また、健診申込へLINEを導入し、特定健診受診率の向上に繋げていく。 ・健診結果による保健指導の強化を図り、生活習慣病の発症や疾病の重症化を未然に防ぐ。 ・令和7年7月開院の公立佐賀中央病院での毎日健診の実施により、病気の早期発見や重症化予防に繋げていく。 ・市報等を活用し、健康情報の発信を行う必要がある。	生涯を通じた健康づくり	ライフステージに応じた健康づくりの推進	年代毎に適した心身の健康づくりの啓発・普及に努めます。また、バランスの取れた食生活の推進や、生きがいを持って継続して取り組める健康づくりを進めていきます。	・おき健康プラン ・スポーツ推進計画	
			疾病予防対策の推進	健康診断や特定健診を勧奨し、病気の早期発見・早期治療に繋がります。また、様々な感染症や生活習慣病から身体を守るため、予防接種の勧奨や生活習慣病の正しい知識の普及に努めます。 市内外の医療機関と連携し、適切な医療の提供に努めます。		
・社会教育・社会体育施設の利用者数については、コロナ禍（R2-4）に落ち込み、5類移行に伴い徐々に回復の傾向にあるが、コロナ前の水準には戻っていない。 ・図書館資料貸出利用者数については、コロナ禍（R2-4）に一時的に増加したが、5類移行後はコロナ前の水準に戻っている。少子高齢化やデジタル化により子どもや若者、子育て世代などの読書離れが加速化しており、読書離れはもとより図書館を利用する人自体が減っている傾向にある。	・コロナを契機とした生活様式や意識の変化、活動意欲の低下への対策を含め、社会情勢やニーズに的確に応える取り組みの展開が必要である。 ・各種団体やボランティアと連携し、活動の担い手の確保・育成に取り組んでいく必要がある。 ・市民主体での活動を推進するため、行政のサポート体制の見直しと強化を図っていく必要がある。 ・生涯にわたって心身ともに豊かな生活を送れるよう、学習活動やスポーツ活動を通じた活動の場や機会を提供するとともに、環境づくりを推進していく必要がある。	生涯を通じた学びの場の充実	生涯を通じた学びの活動を支える環境の充実	市民の学びが活発になるよう、学びの環境づくりと学んだ成果を生活や地域活動に生かす市民の取組を支援します。また、施設の様々な利活用について市民に情報発信をしていきます。	・生涯学習推進計画 ・スポーツ推進計画 ・子どもの読書活動推進計画	
			図書館サービスの充実	生涯の学びとくらしに役立つ施設として、読書活動、情報収集等に活用できるよう、図書館サービスの充実と利便性の向上に努めます。また、図書館の利活用について市民に情報発信をしていきます。		

●施策一覧表（現状と課題、取組方針）					資料 1	（審議順）
現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画	
・こども施策については拡充されてきているが、子育て世帯には伝わっていない情報もある。 ・放課後児童クラブについては、年度当初や長期休業中において待機児童が発生する状況がある。 ・保育ニーズの増加対策として、私立の施設整備を進めている。 ・物価高騰等の影響により、経済的負担感を感じている市民が多い。 ・核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などによる、家庭や地域での子育て力が低下している。 ・子どもの人数は減っているが、支援が必要な子ども・保護者・世帯が増加している（例：離乳食が作れない、等） ・子どもが安全に遊べる場所・居場所が少ないと感じている市民が多い。 ・困り事や悩み事を「誰にも相談できない」「相談したくない」と答えた児童の割合は小学５年生で11％、中学２年生で12.1％いる。（小中学生のアンケートより）	・子育て施策について、必要な情報を市民にわかりやすく周知していく必要がある。 ・保育施設整備は実施しているが、保育士が不足しているため確保に努める必要がある。 ・学校敷地内で放課後児童クラブの施設を確保していく必要がある。 ・こども家庭センターを設置し、相談・支援体制を強化する必要がある。 ・子どもが集える場所・公園の整備、遊具の整備が求められている。 ・子どもが身近な人に相談できない場合の相談先を認識してもらう必要がある。	こども・子育て支援の充実	妊娠・出産期から子育て期にわたる相談・支援体制の充実	「こども家庭センター」を拠点として、個々の家庭に応じた継続的できめ細やかな相談支援を行います。また、関係機関と連携を行い、切れ目ない総合的な相談支援体制の充実を図ります。		・小城市こども計画 ・おき健康プラン
			多様なニーズに応じた子育て環境の充実と子育て情報の発信の強化	子育て家庭の多様なニーズに対応したサービスを充実し、家庭の育児負担の軽減のため、産後ケアや幼児教育・保育サービス等の充実を図ります。また、SNSを活用した子育てに関する情報を発信することで、必要な子育てサービスの情報を届け、活用できるよう取り組みを推進します。		
			こどもの健全な成長の促進	こどもが心身ともに健全に成長できるよう関係機関と連携し支援します。放課後児童クラブや児童センター、民間の支援団体（こども食堂等）と連携し、安全な居場所づくりに努めます。		
			若者の支援の充実	大学や高校と連携し、学生などの若者の活動を支援します。また、若者の交流を創出します。		
・教育の情報化に伴うICT機器の整備及びICT支援員を配置したことにより、１人１台のタブレット端末や電子黒板を使用した授業の充実が図られ、質の高い授業環境の提供を行っている。 ・不登校児童生徒等の課題解決に繋げるためのオンライン授業を実施した。 ・児童生徒の環境整備として、特別支援教室整備や空調機取替工事等を実施した。 ・道徳教育、生徒指導・教育相談体制の充実に向けた取組を行っている。 ・市内小中学校施設は、小学校７校、中学校３校、小中一貫校１校の計11施設で、建物は昭和60年前後と平成20年前後に集中して建設され、半数近くが築30年以上経過している。 ・「ふるさと食の日」を行うことにより学校給食を通じて、地産地消を推進し児童生徒に地元生産者への感謝の気持ちと、地場産物食材への興味を持たせることにより食育推進に対する意識が向上し、食えることによる体づくりの推進を行っている。 ・部活動の地域移行の協議を進めている。	・教職員のICTスキルの向上においては、教職員に対し、定期的にＩＣＴ機器の活用方法に関する研修会等を実施する等、支援体制を構築していく必要がある。また、普及したICT機器の更新等に係る費用については、引き続き国・県へ補助金などの支援を要望していく必要がある。 ・子ども支援センターの相談件数が増加している中で、現在のスタッフでは人的に厳しい状況であることから、スクールカウンセラーをはじめ、関係機関等や学校生活支援員、子どもサポーターとの連携をより深めていくとともに、それぞれの課題に応じた支援を進めていく。 ・改訂した個別施設計画に沿って、小中学校の施設整備を進めていく必要がある。 ・コミュニティスクール設置による地域との連携を強化していく必要がある。 ・部活動の地域移行を目指した部活動指導員の配置を進めていく必要がある。	学校教育の充実	学ぶ力を育むための環境整備	ICT利活用のための支援体制を構築し、児童生徒が主体的に学べる学習環境を整備します。また、個別施設計画に沿って学校教育施設の整備を進めていきます。		・教育振興基本計画
			豊かな心を育む支援体制の充実	子ども支援センターやスクールカウンセラーなどの相談体制を充実し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに取り組みます。また、コミュニティスクール設置による地域との連携強化を図ります。		
			健やかな体づくりの推進	部活動の地域移行を目指した部活動指導員の配置を進めていきます。また、地産地消で安全安心な給食を提供します。		